

木津川市予算等あらまし広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木津川市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）第5条の規定に基づき、木津川市が発行する「予算のあらまし」及び「決算のあらまし」（以下「予算等あらまし」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載することのできる業種及び事業者の範囲)

第2条 市の予算等あらましに広告を掲載することができる業種及び事業者は、基準に適合するものでなければならない。

2 木津川市税の滞納がある事業者の広告は、掲載しないものとする。

(広告の規格、掲載位置及び枠数)

第3条 広告の規格は、縦38ミリメートル・横57ミリメートルとし、広告の掲載位置は、予算等あらましのページ下段とする。

2 広告掲載の枠数は、予算等あらましの発行毎に9枠を最高とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は、予算等あらまし発行1回を単位とする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 募集の開始日、終了日及び募集の対象となる広告掲載期間は、別途市長が定める。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告掲載希望者は、予算等あらまし広告掲載申込書（別記様式第1号）に所定の事項を記入し、広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、必要に応じて、申込を行った広告掲載希望者に、第2条の規定に適合していることを証明する資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条による申込みがあった場合は、内容を審査し、当該広告掲載の可否について決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に予算等

あらまし広告掲載可否通知書（別記様式第2号）により通知する。

3 第3条第2項に規定する枠数の上限を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、次の優先順位によるものとする。

- (1) 市内に事業所（本社、支社、営業所、店舗等をいう。）を有するもの
- (2) その他の事業者

4 第3条第2項に規定する枠数の上限を超えて広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位が判断できない場合は、同順位のものの中で市への申込みの到達が早いものを優先するものとする。

（広告掲載内容の承諾）

第8条 広告掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、予算等あらまし広告掲載承諾書（別記様式第3号）を市長が指定する期日までに提出するものとする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、1枠当たり1回10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市が発行する納付書により一括して前納するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告主は、自己の責任及び負担で広告原稿を作成するものとする。

2 広告主は、市の指定した期日までに、財政課へ作成した広告原稿を提出しなければならない。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、広告の掲載により市及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容が各種法令又はこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の修正を求めることができる。

2 広告主は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに承諾書の提出がないとき。
- (2) 市が指定する期日までに、広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 市が指定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。
- (4) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (5) その他広告の掲載が適切でないと判断したとき。
- (6) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、予算等あらましへの広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰すべき理由により第13条の規定に基づいて広告掲載の決定を取り消したとき若しくは広告掲載を停止したとき又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料を返還しない。

2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還する。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月14日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

予算等あらまし広告掲載申込書

年 月 日

木津川市長 様

木津川市予算等あらまし広告掲載実施要領第6条の規定に基づき、木津川市有料広告掲載要綱及び同基準を遵守し、広告の原稿を添えて以下のとおり申し込みます。

また、申込みにあたっては、木津川市が木津川市税の納付状況調査を行うことに同意します。

広 告 掲 載 希 望 者	住所（所在地）		
	ふ り が な 事 業 者 等 名		
	ふ り が な 代表者役職名・氏名		
	連絡先	T E L	
		F A X	
		Eメール	
ふ り が な 担当者氏名			
広告する業種			
掲 載 希 望	<input type="checkbox"/> 年度予算のあらまし <input type="checkbox"/> 年度決算のあらまし		
広 告 の 内 容	※既に広告の原稿(データ)を作成している場合は、添付してください。		
法 人 等 の 概 要	※会社案内、パンフレット等業種や業務内容がわかるものを添付してください。		

注1. 広告の内容は、掲載しようとする広告内容について記入してください。また、広告の原稿又はイメージ図を別途添付してください。

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

木津川市長 

予算等あらまし広告掲載可否通知書

年 月 日付けで申込みのありました木津川市予算等あらましへの広告掲載について、次のとおり決定しましたので、木津川市予算等あらまし広告掲載実施要領第7条第2項の規定により通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します	<input type="checkbox"/> 掲載しません
掲 載 区 分	<input type="checkbox"/> 年度予算のあらまし	<input type="checkbox"/> 年度決算のあらまし
広告掲載料金	円	
掲載しない理由		
そ の 他		
担当（連絡先）	木津川市 課 係 (Tel : 0774-72-0501 Fax : 0774-72-3900) 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9 (http://www.city.kizugawa.lg.jp/)	

※ 別紙「予算等あらまし広告掲載承諾書」の内容を確認いただき、記載内容について承諾いただければ、収入印紙を添付の上、所定の期限までに返送してください。なお、承諾書をもって契約書に代えますので、提出までに複写しておいてください。

※ 決められた期日までに、同封している納付書により広告料を一括納付してください。



別記様式第3号(第8条関係)

予算等あらまし広告掲載承諾書

年 月 日

木津川市長 様

木津川市予算等あらましへの広告掲載について、木津川市予算等あらまし広告掲載実施要領に定める条件及び下記の内容について承諾します。

住 所

(所在地).....

商 号

(名 称).....

代表者名.....

広 告 掲 載 号	<input type="checkbox"/> 年度予算のあらまし <input type="checkbox"/> 年度決算のあらまし
広 告 掲 載 料	円
広 告 の 内 容	
広告料金納入期限	年 月 日
広告原稿入稿期限	年 月 日
広告原稿の規格等	
備 考	

広告掲載に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 承諾書及び広告掲載申請書における広告の内容等の記載は、事実と相違ありません。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 木津川市有料広告掲載要綱及び同基準並びに木津川市予算等あらまし広告掲載実施要領を遵守します。
- 4 木津川市有料広告掲載要綱第3条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 5 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負い、木津川市に対して負担をかけません。